出、泰應へ相傳すといへども、不。通ぜ」とて二十卷まで傳授 稻葉美濃守殿至縣室にて 被申越ゆゑ、 の所に居住し、 來。其後陽廣君御代、此よしを被聞召、被召出、今の權現堂 老人の名を問ひけるに、名和昌三と云者也とて歸り、再び不 秘書にて、身を離たず持候へども、是を参らせ候とて授之。 右の二抄を取出し、此書は名和肥前守より傳へて、 法印様には理霊抄・賢愚抄を御所持候やと云、承及たる物な して歸國す。 がら終に見ずと云ければ、老翁かづきたる風呂敷の內より、 に講釋して聞かする所、 人、毎度來り聞之淚を流す。或日法印尋ねければ老人云く、 前田出雲·大橋善可の家来也。小原惣左衛門三人也。其後 故に當時江戸の太平記傳は、二十卷傳授也と 毎度御前にて講釋被仰付。此相傳を受たる 風呂敷包をかづきたる七十計の老 善可を江戸へ被差 われら

東照宮遺誡とい な書

質少く、頗る難信の書なり。且撰者の姓名もなし。今兹市中 世に東照宮遺誡といふ二冊あり。共詞枝蔓甚敷、虚多くして に一書を得たり。 遺誡の稿本也。 書名もなく松永良明入道

> とすべし。 則道齋記とあり。遺誡の端書に曰。此覺書者井上主計頭正就 道齋記すとあり。遺誡と改稱せるものは、 松永左門良明入道道齋書之と云云。然れば稿本を以て實記 及所、其座切に拾置候儀餘に残念に付、子孫の爲と存じ某 御前上意の趣、 駿河様へ御使者に被参候時分、數日殿中に被留置、晝夜於 少しく修飾せるもの也。附錄一冊あり。是も道齋作にして 主計頭殿某に御物語被成候。誠に凡人の難 詞の鄙俚を正

一、利家公、 上杉景勝に威言申さるゝ事

所也。 被超、 宣ひ候へば、景勝返答に不及、滿座の諸將言葉を出す人な 聚樂の大廣間に於て諸大名寄合、種々雜談の節、 かりけり。積閑数 候儀、貴邊の働に合せ候ては、 杉景勝に向て、先年越中魚津の後卷として夥敷難所どもを 但某能州末森の後卷いたし、 天神山迄の御出張は、近頃の手柄世上にも稱美する 莫大の上たるべきと存候旨 佐々成政が兵を追崩し 利家卿

一、丸橋忠彌の辭世

丸橋忠彌虐罪に付伏誅し、 品川 に磔にあげられ候。 其時分

候ても從容たる事ども、大丈夫の氣象有之候。 候と申候。追付刺殺し申候。極罪の者に候へども、 なき身とおもはざりせば」と存寄候。此かゝるは秀句にて 候はゞ、辭世に成可申やと尋候故、趣向次第の事にて候は んと被申候へば、「かゝる時さこそ 命のをし からめかねて かけ候故又立寄被申候へば、古歌にても時に取て我心に叶 無御座候。只今末期に及び別て存出し、口惜存候。 辟世抔と 此場に 臨み暇乞も 不仕事は、無本意事とて 磔木の 際迄罷 申儀も有之候ものをと申内、 朝幕軍法の類までに心がけ、 忝存候。扨は弱年の頃、少し歌學仕候様に御すすめ候へ共、 て、見物の中に候處、 見物夥敷有之候。其中へ石谷玄入いまだ將監と稱し候頃に 名乘候て暇乞被申候へば、忠彌申候。 忠彌と弱年の時は心安くはなし候。 將監は立もどり被申候處、呼 一圓和歌までの儀に及可申隙 扨て不存寄仕合 死に臨

乗出し足早罷越、或人の家へかけ入被申候。八太夫も追付

上候に付、鎗を執て馬上に横へ、追懸言葉をかけ候へば、 只今被罷通候人の爲被切申候。あれへ見え申方にて候旨申 何者の所爲に候やと、其邊にて相尋候へば、辻番人申候は、 其儘切捨にいたし先へ被通候。其所へ八太夫参りかゝり、

の者へ障申候。主人馬上よりきれり

と呼はり申候に付、

よし申慣候。芝山老人話 三左衞と申人に付、公儀より御吟味有之、切腹被仰付候。 引取申候よし。追て其人相知れ、大番の內四百石取候布目與 八太夫事は相模守殿無構、 じ候て譯立不申候に付、 かけ入り相尋候へば、此家へ左様の人はみえ不申候旨、陳 付込候趣斷申入、八太夫は右死骸 竊に國許へ被相返、

無恙混在候

一、白石先生しづ鞍の考證

の時代の荷鞍ならん。軍中小荷駄の具には可成ものとおも は鐵を以て卷て、手がかりの用とす。當時謂らく、 惣地は銀の梨地也。錫の蒔繪に三鱗形の小紋あり。 とは甚異也。今の荷鞍の様に似て、銅にて菊花の紋を設け、 余正德年中、 東都の市中に於て古鞍一具を買得たり。今製 北條氏

走り行候處、

其邊に罷通候旗本衆に候か、

其先供

勤る所、勤先の宿所を尋ねに若黨を走らし、辻番所にて問は

松平相模守殿の使者宅間八太夫といふもの、

江戸にて使を

宅間八太夫若黨を討たれし意趣返し